



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）YAMADAweb.com佐久本店
佐久市佐久平駅南25番3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称の変更

（変更前） カインズホーム佐久平店
（変更後） （仮称）YAMADAweb.com佐久本店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	高家 正行	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

（変更前）

名称	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

（変更後）

名称	代表者氏名	住所
株式会社ヤマダデンキ	上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号
未定	未定	未定

4 変更した年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和4年7月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年7月21日から令和4年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）YAMADAweb.com佐久本店
佐久市佐久平駅南25番3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
- 3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

	位置	収容台数（台）
1	別添建物配置図「変更前」駐車場（1）	234
2	別添建物配置図「変更前」駐車場（2）	32
3	別添建物配置図「変更前」駐車場（3）	18
合計		284

（変更後）

	位置	収容台数（台）
1	別添建物配置図「変更前」駐車場（1）	221
2	別添建物配置図「変更前」駐車場（2）	63
合計		284

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カインズ	午前6時30分	午後8時

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダデンキ	午前9時	午後9時30分
未定	午前9時	午後9時30分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

	位置	利用可能時間帯
1	別添建物配置図「変更前」駐車場（1）	午前6時から午後8時30分まで
2	別添建物配置図「変更前」駐車場（2）	午前6時から午後8時30分まで
3	別添建物配置図「変更前」駐車場（3）	午前6時から午後8時30分まで

（変更後）

	位置	利用可能時間帯
1	別添建物配置図「変更前」駐車場（1）	午前8時30分から午後10時まで
2	別添建物配置図「変更前」駐車場（2）	午前8時30分から午後10時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7	4
出口	7	4
合計	14	8

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

4 変更する年月日

令和5年3月8日ほか

5 届出年月日

令和4年7月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年7月21日から令和4年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター長池店

長野市南長池487 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前7時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで

3	午前9時から午後9時30分まで
4	午前9時から午後9時30分まで
5	午前9時から午後9時30分まで
6	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時から午後9時30分まで
2	午前7時から午後9時30分まで
3	午前7時から午後9時30分まで
4	午前7時から午後9時30分まで
5	午前7時から午後9時30分まで
6	午前7時から午後9時30分まで

- 4 変更する年月日
令和4年10月1日
- 5 届出年月日
令和4年7月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和4年7月21日から令和4年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド檀田店
長野市大字檀田179 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205番地
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前8時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで
3	午前9時から午後9時30分まで
4	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時30分から午後9時30分まで
2	午前7時30分から午後9時30分まで
3	午前7時30分から午後9時30分まで
4	午前7時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和4年10月1日

5 届出年月日

令和4年7月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年7月21日から令和4年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド稲里店

長野市稲里町下氷鉦834-34番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前7時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時から午後9時30分まで
2	午前7時から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和4年9月1日

5 届出年月日

令和4年7月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年7月21日から令和4年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店

千曲市大字内川770番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前7時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和4年9月1日

5 届出年月日

令和4年7月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和4年7月21日から令和4年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発成年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和4年7月7日	患畜	1	伊那市

園芸畜産課家畜防疫対策室

公告

県営二重地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和4年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業

- 2 工事の着手年月日
平成30年8月18日
- 3 工事完了年月日
令和4年6月27日

農地整備課

正 誤

令和4年3月28日付け長野県規則第17号「長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則」中
ページ 行(箇所)

12 下から1

誤 様式第5号中「第6条の5第2項」を「第6条の7第3項」に改め、同様式を様式第6号とする。

正 様式第5号中「第6条の5第2項」を「第6条の7第3項」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「第6条の5第1項」を「第6条の7第2項」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に
次の様式を加える。

自然保護課